

健康保険組合に加入する人

健康保険組合には働いている本人だけでなく、一定の条件を満たした家族も加入することができます。また、退職して加入資格を喪失したあとも、個人の資格で加入できる場合があります。

本人は「被保険者」として加入

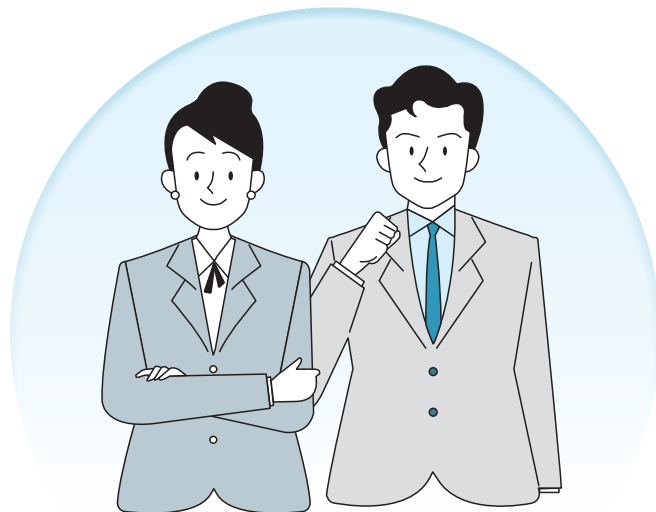
健康保険に加入している本人を「被保険者」といいます。健康保険が適用される事業所に働く場合は、パートタイマーなど労働条件が一定の基準を満たさない場合を除き、本人の意思にかかわらず、だれもが被保険者となります。

パートタイマーなどで、1週の所定労働時間および1月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。

また、4分の3未満の場合でも、従業員数51人以上の事業所（または50人以下で加入について労使合意した事業所）に勤める人で、次の4つの条件すべてに該当する人は被保険者となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 勤務期間が2ヵ月を超えると見込まれること
- 賃金の月額が8.8万円以上
- 学生でないこと

＊従来、被扶養者となっていた人も上記に該当する場合は被保険者となります。

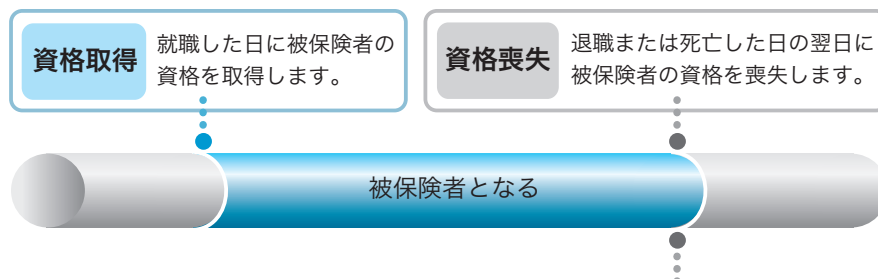


家族は「被扶養者」として加入

健康保険では、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「被扶養者」といいます。被扶養者となるためには一定の条件を満たしていることが必要で、健康保険組合の認定を得なければなりません。

資格の取得と喪失

被保険者の資格は、就職した日に取得し、退職または死亡した日の翌日に失います。また、75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、在職中でも被保険者資格を失います。なお、被扶養者については、健康保険組合の認定によって資格を取得し、認定事由がなくなると資格を失います。



退職後も「任意継続被保険者」として加入できる場合があります

退職すると被保険者の資格を失いますが、引き続き健康保険組合に加入したい場合、一定の条件を満たしていれば、「任意継続被保険者」として加入することができます。

75歳になると加入資格を失います

被保険者や被扶養者が75歳になると、後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険組合の加入資格を失います。また、75歳になった被保険者に被扶養者がいる場合、被扶養者も同様に健康保険組合の加入資格を失います。